# 日立市地域創生事業評価会議設置要綱

# (設置)

第1条 「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策の進捗管理及び効果 検証を行うとともに、地方創生関連交付金を充当した事業及び地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)による「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の効果 検証を行うため、産官学金労言士等の各分野における有識者で構成する日立市地 域創生事業評価会議(以下「評価会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

- 第2条 評価会議は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策の進捗管理及び効果検証
  - (2) 地方創生関連交付金を充当した事業の効果検証
  - (3) 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」の効果検証
  - (4) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

- 第3条 委員の定数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 産業関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者
- (6) 報道機関関係者
- (7) 士業関係者
- (8) 市民団体等関係者
- (9) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から評価対象の施策及び事業の評価完了の日までとする。

### (会長及び副会長)

- 第5条 評価会議に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 評価会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、 意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価会議の庶務は、市長公室地域創生推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営について必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月7日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。